

**小笠原村地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和6年3月

小 笠 原 村

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
4. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	7
5. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの削減目標	9
6. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	14
(1) 推進体制	14
(2) 点検・評価・見直し体制	14
(3) 進捗状況の公表	15
(4) 職員意識の啓発や関係団体への協力要請	15

1. はじめに

小笠原村では、令和6（2024）年3月に、地球温暖化の防止に向けて総合的かつ計画的に対策を推進していくため「小笠原村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定いたしました。このたび、この区域施策編との整合性を図るため、小笠原村の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「小笠原村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、小笠原村においても、大渇水や台風の大型化、集中豪雨など、地球温暖化により我々の暮らしや自然環境の危機を実感することが増えてきました。

この地球温暖化の状況を踏まえて、国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、東京都においても、ゼロエミッション東京戦略を策定するとともに、2050年までに、世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する『ゼロエミッション東京』の実現することを宣言し、カーボンニュートラルの実現に向けた様々な取組が進められています。

小笠原村においても、国内外の情勢を踏まえ、令和4年9月に、2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素に向けた取組を鋭意進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。


小笠原村「ゼロカーボンシティ」宣言

人々の暮らしと島々の自然を守り紡いでいくために
2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します！

小笠原村は私たちが住む父島と母島のほかに、硫黄島や、貴重な生き物が暮らす多くの島々があり、その多くは世界自然遺産に登録されています。しかし近年、大渇水や台風の直撃、大雨などにより、どの島も繰り返し大きな被害を受けています。このような異常気象は地球規模で進行する気候変動が要因の一つになっており、今後は、さらなる気候変動により、私たちの暮らしや自然環境の危機が予想されていることから、自分たちのこととして取り組むべき喫緊の課題です。

2015年のパリ協定では、産業革命からの平均気温上昇を1.5度に抑えるよう努力目標が示され、2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の特別報告書では、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロ」にすることが必要と示されています。

小笠原村においても「心豊かに暮らし続けられる島」の実現に向けて、地球温暖化対策の取組をより一層加速させ、私たちの生活を守るため、かけがえのない豊かな自然を次世代へと紡いでいくために、村民、事業者、来島者が一体となって、2050年までに、小笠原村の二酸化炭素排出量実質ゼロへ挑戦することをここに宣言します。

令和4年9月12日
小笠原村長 

令和6（2024）年3月
小笠原村長 渋谷正昭

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3（2021）年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27（2015）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものであると言えます。

平成30（2018）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2（2020）年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌年の令和3（2021）年4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3（2021）年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12（2030）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12（2030）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 2-1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

令和3（2021）年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を令和12（2030）年度までに50%削減（平成25（2013）年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を令和7（2025）年度までに95%、令和12（2030）年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元（2019）年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、令和5（2023）年12月28日時点においては1013地方公共団体（46都道府県、570市、22特別区、327町、48村）と加速度的に増加しています。

3. 基本的事項

(1) 目的

小笠原村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、小笠原村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、小笠原村役場の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度末までを計画期間とします。なお、取組の実施状況や地球温暖化対策に関する社会動向の変化、村の状況等を踏まえ、計画開始から概ね 5 年後の 2028 年度に計画の見直しを行い、必要に応じて改定を行うこととします。

また、国の地球温暖化対策計画では、平成 25（2013）年度を基準年度としていますが、本村が所有している温室効果ガス排出量のデータは、平成 25（2013）年度のデータよりも平成 28（2016）年度のデータの方がより精度が高いため、今後の進捗管理も含めて本計画の基準年度は平成 28（2016）年度とします。

項目	年度									
	2016	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
本計画の計画期間			→							→
総合計画			第 4 次総合計画（後期 5 カ年）				第 5 次総合計画			

図 3-1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、国の地球温暖化対策計画に即しつつ、本村の「小笠原村第4次総合計画」、「小笠原村エネルギービジョン」、「小笠原村公共施設等総合管理計画」等の関連計画との整合、連携などに配慮しながら、行政の事務及び事業により排出される温室効果ガスの把握及び排出抑制を推進していきます。

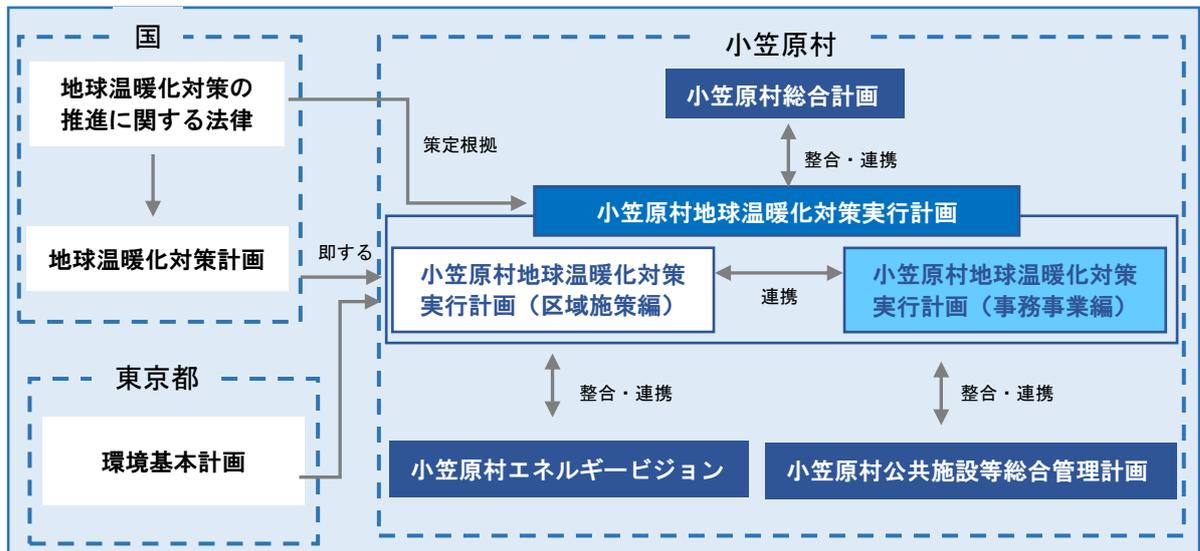


図 3-2 本計画と関連計画の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

小笠原村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成 28(2016)年度において 2,590.0t-CO₂、直近の令和 4 (2022) 年度は 2,426.9 t-CO₂ となっています。

なお、本計画の今回の改定から、電力の二酸化炭素排出係数をより実態に近い小笠原村の内燃力発電に伴う排出係数を算定に用いることとしました。そのため、前計画までとは電力に係る排出係数が異なり、総排出量が増加しています。

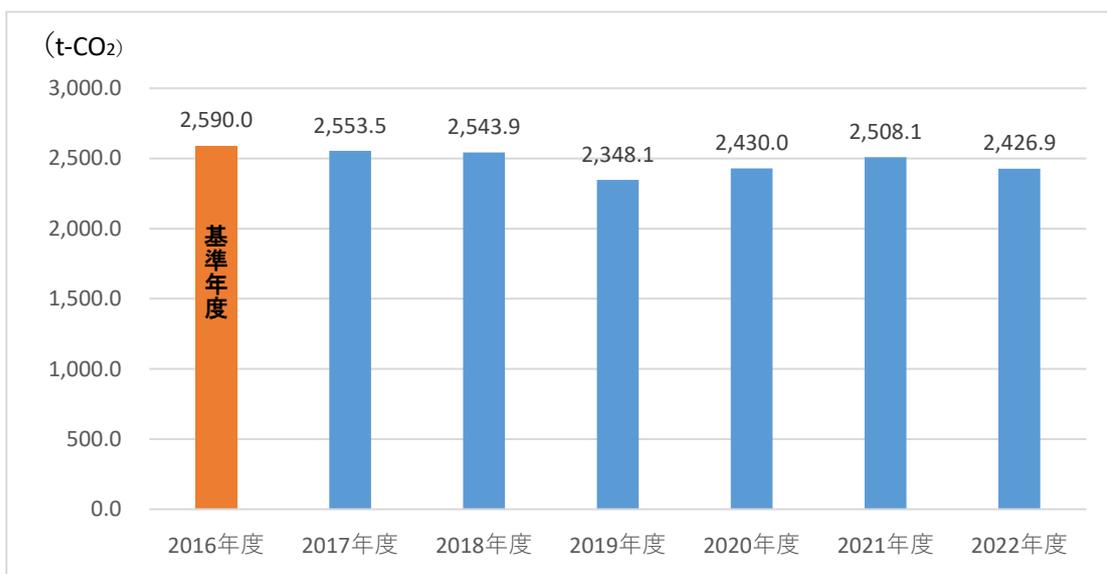


図 4-1 小笠原村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、廃棄物処理施設が全体の 30.2%と最も多くを占め、次いで医療施設が 14.2%、下水道施設が 10.2%、水道施設が 9.7%となっています。

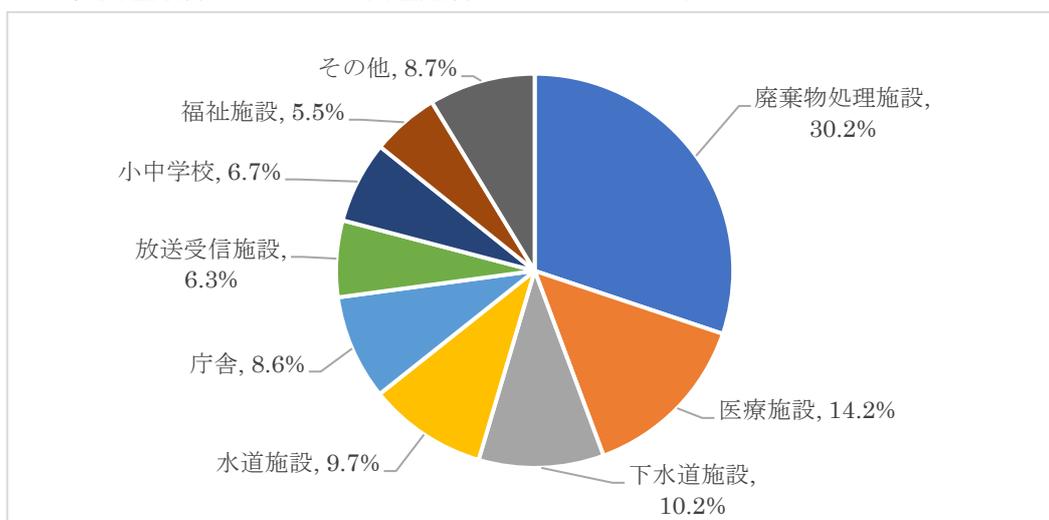


図 4-2 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2016 年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の 89.7%と最も多くを占め、次いで A 重油が 4.0%、軽油が 3.8%となっています。

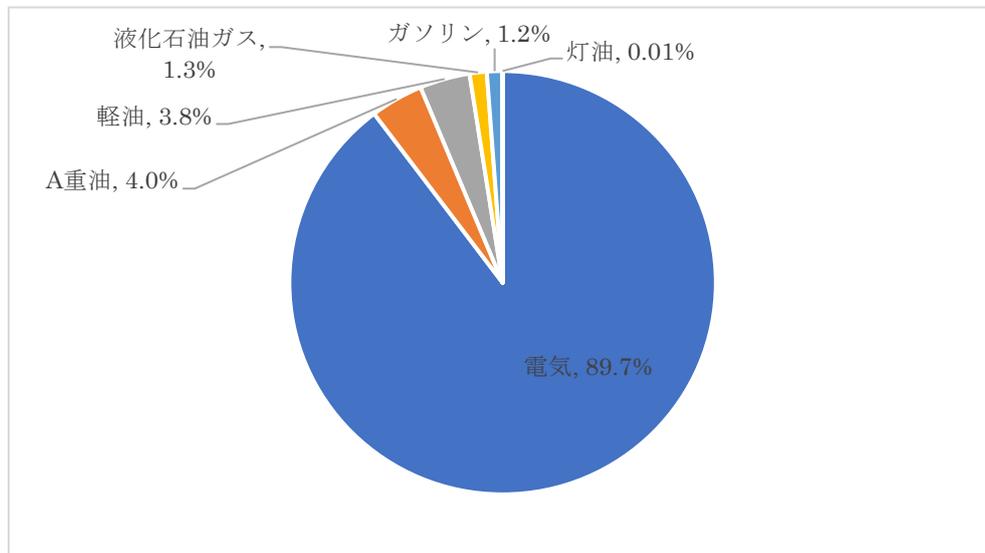


図 4-3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2016 年度)

本計画の対象範囲となる施設のうち、電気使用量の大きい施設 (年間 100,000kWh 以上) における平成 28 (2016) 年度の温室効果ガス排出量は表 4-1 のとおりであり、温室効果ガス総排出量の約 70%を占めています。

施設名	排出量[t-CO ₂]
①小笠原村診療所 小笠原村立有料老人ホーム太陽の郷	296.7
②父島クリーンセンター	743.0
③小笠原村父島地域し尿処理場	161.3
④小笠原村地域福祉センター	130.6
⑤扇浦浄水場	107.2
⑥小笠原村情報センター	99.2
⑦小笠原村役場本庁舎	95.4
⑧小笠原村立小笠原小学校 小笠原村立小笠原中学校	91.0
⑨小笠原村立母島小学校 小笠原村立母島中学校	82.8
合計	1,807.2

注) 父島クリーンセンターは一般廃棄物の焼却等が含まれている

表 4-1 主な施設の温室効果ガス排出量 (平成 28 (2016) 年度)

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

国の策定した地球温暖化対策計画等を踏まえて、小笠原村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

政府実行計画の目標に準じて、目標年度（2030年度）に基準年度（2016年度）比で50%削減することを目標とします。

また、この削減目標の達成のため、排出割合が最も大きい電気使用量について、職員の行動変容により年率3%以上低減することを毎年度の目標値として設定します。

※政府実行計画とは

政府の全ての事務事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（令和3（2021）年10月22日閣議決定）。地球温暖化対策計画に基づき、政府の保有する施設における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等について定められています。

政府実行計画では2013年度を基準として温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標としています。

表 5-1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2016年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	2,590.0t-CO ₂	1,295.0t-CO ₂
削減率	—	50%

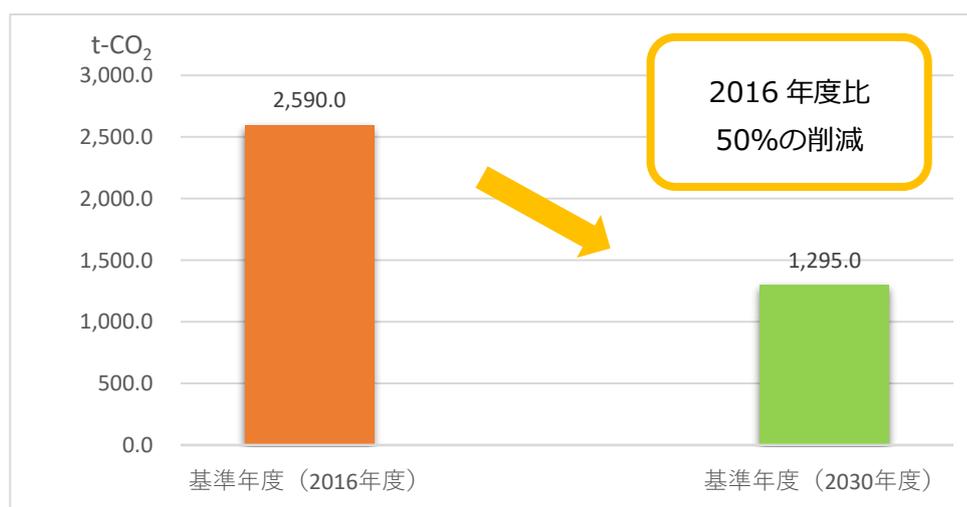


図 5-1 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。また、特に温室効果ガス排出量が多い施設については、重点的に対策を実施します。実施にあたっては、施設・設備の更新時期に合わせた高効率機器への更新に加え、太陽光発電設備を含む既存の設備の運用改善による取組も重視し、温室効果ガスの効果的な削減を図ります。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 6-1 に示された取組が示されています。小笠原村においては、政府実行計画の目標に準じて取組を進めるべく、「太陽光発電の最大限の導入」、「建築物における省エネルギー対策の徹底」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 6-1 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022 年度以降 全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R + Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

1) 施設設備等の運用改善と更新

① 省エネ機器・省エネ建築物への転換

現在保有している施設設備等について、機能の維持・回復のための適切な保守管理や運用方法の見直し・工夫により、効率的な運用に努めます。また、新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、省エネ性能・エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。具体的には、高効率エアコン等、エネルギー効率が高くエネルギー消費を低く抑えることができる機器の導入をはじめ、自動調光システムや人感照明センサ等必要な時に必要最小限のエネルギー

ーを使うように制御する機器など、省エネルギーのための様々な設備・機器等の積極的な導入を図ります。

また、公共施設の更新時には、建物が長期にわたり存続することを踏まえ、設計・建築にあたり省エネルギー対策を徹底するとともに、省エネ性能・環境性能の高い設備や機器、技術の導入を図ります。加えて、既存施設を適正に管理し、定期的なメンテナンスを行うことで、施設の長寿命化を図ります。

② 太陽光発電設備の適切な維持管理及び再生可能エネルギーの率先導入

太陽光発電が導入されている施設において、設備の発電能力が十分に発揮されるよう、定期的な保守管理体制を構築し、必要に応じてメンテナンス、設備更新を行うことで安定した発電能力を確保します。

また、村有施設の構造や劣化状況を踏まえた上で、設置可能な施設への太陽光発電設備や蓄電池等の導入を率先して進めます。特に、施設の更新や改修時期に合わせ、日常的に電力使用量の多い施設や防災拠点となる施設については、優先的に太陽光発電等を導入します。

さらにエコツーリズム普及啓発拠点（仮）の建設にあたっては、再生可能エネルギー利用など環境への負荷の少ない施設づくりに取り組みます。

③ LED 照明の導入

照明器具が旧型照明を使用している場合は、LED 照明への更新を促進します。また、屋外照明、街路灯についても、更新時期に合わせて LED 照明へ切り替えます。なお、LED 照明への転換は、国の重要施策にもなっていることから、導入にあたっては様々な助成制度の活用を検討します。

④ 公用車への電動車の導入

公用車の更新・購入にあたっては、車両の用途や価格を踏まえつつ、再生可能エネルギー由来の電力調達を原則として電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入を推進します。特に母島においては、令和7年度から太陽光発電設備により発電された再生可能エネルギー由来の電力が供給される予定のため、電動車の導入を積極的に検討します。

また、EVバスの導入も含めた地域コミュニティバスの利便性の向上、島内公共交通の方向性を検討します。

⑤ 廃棄物処理施設における効率化の取組

老朽化が進行している廃棄物焼却施設については、定期的な修繕など設備の適切な維持管理を行うことで焼却施設の延命化に努めるとともに、焼却炉内の耐火物を計画的に更新し焼却効率の向上を図ります。また、焼却ごみの総量が少ない日には休炉にするな

ど、引き続き計画的な運転管理を行い、廃棄物焼却施設の効率的な運用を推進します。

2) 日常業務における職員の取組

① 電気使用量の削減

日常業務における省エネルギーへの職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。特に夏季における軽装勤務の推進を継続するとともに、冷房は適正な設定温度を心がけます。また、不要な照明の消灯や電気製品・OA 機器はこまめに電源を切ることを徹底します。

② 燃料使用量の削減

近くへの移動については公用車を利用せず徒歩や自転車で移動し、公用車の利用は控えます。

公用車の使用時には、アイドリングストップなどエコドライブの実践を徹底し、走行時には不要な荷物の積載を控えます。また、公用車を使用する際の用務を出来る限り調整して公用車を相乗りするなど効率的な利用に努めるとともに、公用車の使用実態等を精査し、保有車両台数の見直しを図ります。

③ 水道使用量の削減

手洗い、食器洗い、公用車の洗車などにおける水の流しっぱなしをやめるなど、日常的に節水に努めます。また設備は機器を設置・更新する際には、節水コマや自動水栓等の節水型を優先的に選択します。

④ 用紙類の削減

資料の共有や回覧にあたっては、電子メールや庁内 LAN を活用し、用紙類の削減に努めるとともに、会議資料や報告書等は電子化を図り、印刷は必要最小限のページ数・部数として、用紙類の削減を徹底します。また両面コピーや両面印刷を心がけ、片面使用用紙やミスコピー紙の再利用に努めます。

⑤ 廃棄物の減量とリサイクル

物品の使用にあたっては、適切な管理や使用方法に従い、詰め替え可能な製品や、必要に応じて消耗品の交換や修理により物品の長期的な利用を図ります。また使い捨て容器などの購入をできるだけ控えるとともに、リサイクルボックスなどの設置により、資源ごみの分別収集を徹底します。

また、小笠原村が主催・後援するイベントの実施にあたっては、ごみの分別、食品ロス削減の奨励などごみの減量化に努めるとともに、使い捨て製品の使用を減らしリユース品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を進めます。

⑥ 職員のワークライフバランスの確保

職員の計画的な定時退庁の実施により、時間外勤務の縮減に努めます。また事務の見直しによる夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図ることで効率的な勤務体制の推進を図るとともに、Web 会議システムを積極的に活用し、移動に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。

⑦ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

3) 公共工事における取組

小笠原村の実施する公共工事においては、設計から施工まで省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出抑制に配慮します。また、再生資材（再生砕石類、再生アスファルト及び再生土砂等）の利用及び建築副産物（解体撤去コンクリート、撤去アスファルト及び建設発生土等）の再利用を推進します。

4) 庁舎・敷地の環境美化

庁舎敷地内においては、可能な限り緑地の確保を図ります。また敷地内や周辺道路等の清掃を率先して行い、地域の環境美化に努めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、以下に掲げる体制（以下「推進体制」という。）で、庁内が一
体となり横断的に取組を推進します。

本計画の「管理主体」として、村長の統括のもと、副村長、教育長、各課（支所、議会事
務局）長で構成される課長会などにおいて、取組の進行管理を行います。

また、環境課が削減目標の達成状況及び取組状況の確認や評価のとりまとめをおこない、
管理主体への報告を行うほか、毎年度の温室効果ガスの排出量の結果を公表し、各課にフィ
ードバックを行い、本計画に掲げた取組を着実に推進します。

各課及び母島支所は「実行主体」として、本計画の対象範囲となっている施設を対象とし
て、毎年の排出量及び取組の実施状況について環境課への報告を行います。また、環境課か
らのフィードバックを踏まえ、必要に応じて改善策を検討します。

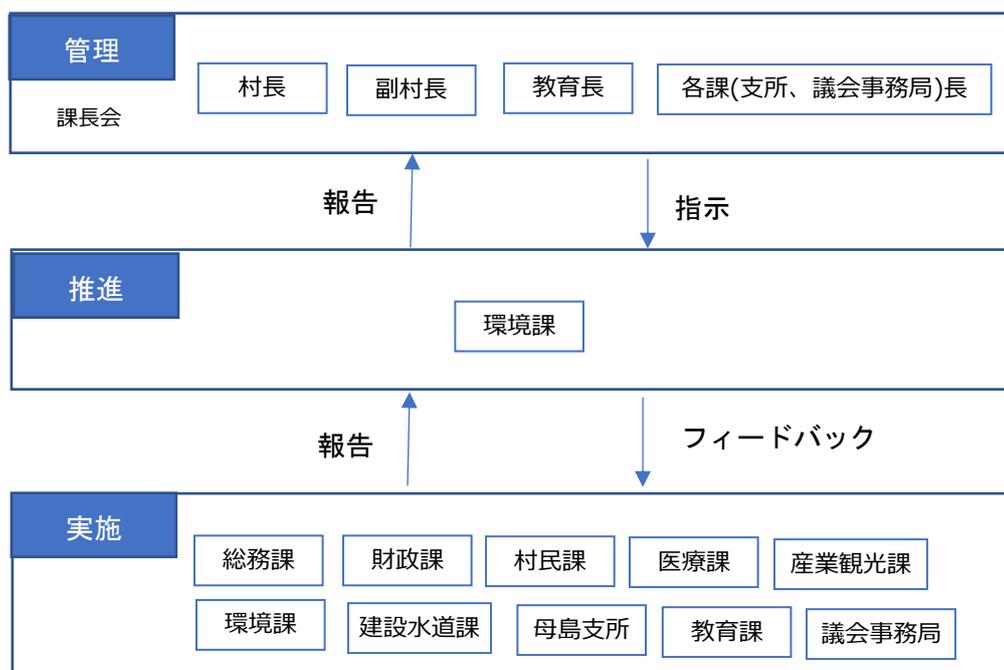


図 7-1 小笠原村事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰
り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを
繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進体制に基づき、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度
の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和10（2028）年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和10（2028）年度に小笠原村事務事業編の改定を行います。

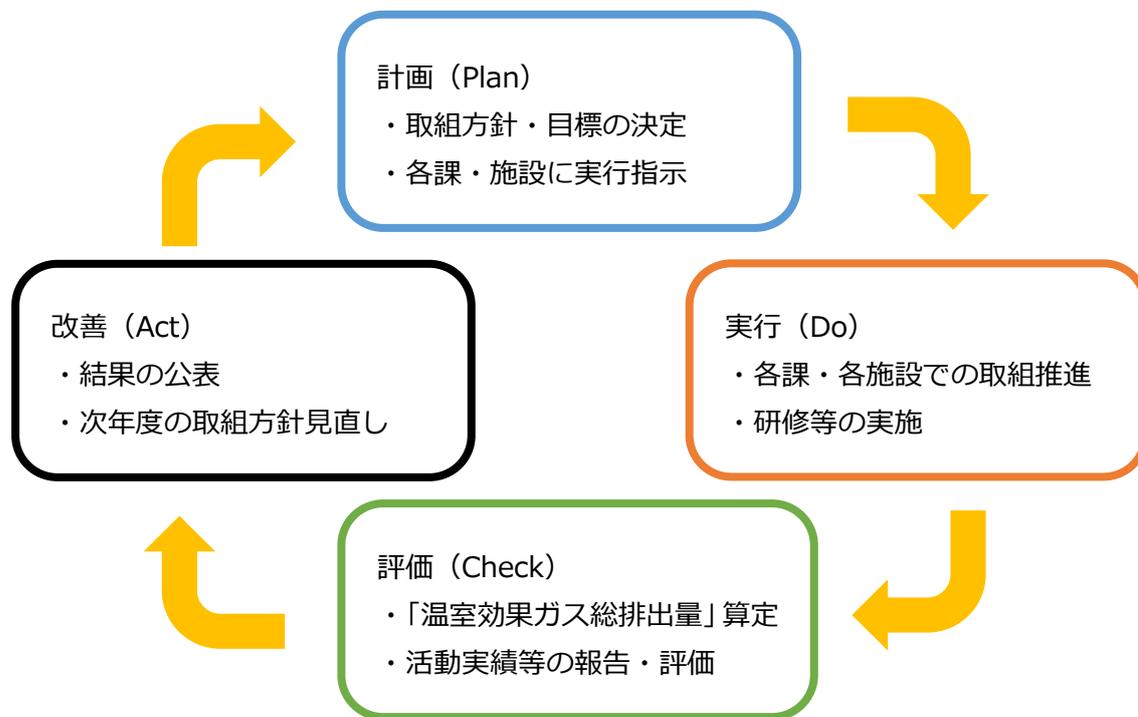


図 7-2 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、小笠原村のホームページ等で毎年公表します。

(4) 職員意識の啓発や関係団体への協力要請

本計画に掲げた取組を推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や事務事業編の内容を理解し、年度ごとの取組状況を踏まえ、必要に応じて改善策を検討し、対策・施策を立案していくことが求められます。本計画においては、事務事業の内容、毎年の取組の実施状況、一定の効果が得られた省エネルギー対策・節電対策などについて、環境課から各課の職員に情報提供を行うとともに、温暖化対策等の職員に対する研修の機会の情報提供や職員向けの勉強会を実施することで職員の環境意識の啓発に努め、目標達成に向けて全庁的な取組を推進します。

また、指定管理者や管理業務を委託している事業者に対して、温室効果ガス排出量削減への環境配慮行動に取り組むよう協力を要請します。

■ 参考資料

本計画の対象範囲は、小笠原村が行う全ての事務事業とし、運営形態が直営以外の施設である指定管理者が管理する施設、管理業務の一部を委託している施設、第三セクターにより運営させる施設もすべて対象とする。このうち、基準年（平成 28（2016）年）度において、温室効果ガスの排出量を算定した施設は以下のとおり。

本計画の対象となる施設

施設名称（父島）	施設名称（母島）
小笠原村役場庁舎	小笠原村役場母島支所庁舎
防災無線	防災無線
消防車庫	消防車庫
小笠原村情報センター	母島ヘリポート管理小屋
放送受信施設	放送受信施設
小笠原村東京連絡事務所	小笠原村母島火葬場
小笠原村父島火葬場	小笠原村母島高齢者在宅サービスセンター
交流センター	母島村民会館
地域交流施設	小笠原村立母島保育園
小笠原村地域福祉センター	小笠原村母島診療所
二見台都住高齢者用団欒室	元地休憩施設
小笠原村立父島保育園	母島特産品開発普及センター
小笠原村診療所	乳房ダム
小笠原村立有料老人ホーム太陽の郷	沖村浄水場
小笠原村商工観光会館	沖村配水池
小笠原海洋センター	簡易水道井戸
亀解体場	小笠原村母島地域し尿処理場
レストハウス	ポンプ所等
便所等	母島リレーセンター
村営バス営業所等	小笠原村立母島小学校
公園等	小笠原村立母島中学校
ダム	ロース記念館
扇浦浄水場等	評議平運動場
配水池	母島ゲートボール場
小笠原村父島地域し尿処理場	
ポンプ所等	
父島クリーンセンター	
倉庫等	
街路灯等	

小笠原村立小笠原小学校	
小笠原村立小笠原中学校	
奥村運動場	